

平成 14 年 7 月 26 日制定
平成 18 年 11 月 1 日変更
平成 25 年 4 月 1 日変更
日本私立学校振興・共済事業団

長期勘定の積立金等の運用に関する基本方針

日本私立学校振興・共済事業団（以下「私学事業団」という。）は、長期勘定の積立金及び余
裕金（以下「積立金等」という。）の運用に関する基本方針（以下「運用基本方針」という。）を以
下のとおり定める。

私学事業団は、積立金等については、日本私立学校振興・共済事業団法等法令の定めを遵
守するとともに本運用基本方針に基づきその管理及び運用を行うものとする。

I 運用の基本的な考え方

1 基本的な方針

長期的な観点に立って、安全かつ効率的な方法により運用するものとする。

2 運用の目的

私学事業団の積立金等は、長期給付事業を安定的に運営していく財源として必要とされる収
益を確保することを目的とした運用を行うものとする。

3 運用の目標

長期的には文部科学大臣の定める利率を目標とする。ただし、市場環境の悪化等により、目
標を達成することが難しいと判断される局面にあっても、運用上のリスクを過度に取る運用は
行わないものとする。

II 運用における資産の構成に関する事項

1 基本ポートフォリオ

(1) 基本ポートフォリオの策定

I-2 の運用の目的を達成するため、基本となる投資対象資産の基本ポートフォリオを中長期
的観点から策定し、これに基づく資産配分を維持するよう努めるものとする。

(2) 基本ポートフォリオ

基本ポートフォリオの資産配分割合及び乖離幅を別表 1 のとおり定める。

(3) ベンチマーク

各投資対象資産のベンチマークは、別表 2 に記載する指標等を用いるものとする。

2 基本ポートフォリオの管理

運用資産は毎月、基本ポートフォリオに対してあらかじめ定められた乖離幅内に存在するか否かを点検し、必要に応じてリバランスを実施するものとする。

上記リバランスについては、原則として、市場の動向を定性・定量的な観点から適切に判断し、乖離幅の範囲内において実施するものとする。

3 基本ポートフォリオの見直し

基本ポートフォリオは、運用環境の変化に対応すべく、少なくとも毎年点検し、必要に応じ見直すものとする。

4 リスク管理

運用資産については、資産全体及び資産ごとの時価変動などを毎月把握し、必要に応じて適切な措置を講じるものとする。

Ⅲ 運用の評価に関する事項

積立金等の運用については、毎年、運用実績利回りのほか、運用資産全体を原則として時価評価し、運用実績や運用手法ごとの役割等を踏まえ総合的な評価を行うものとする。

資産の運用を委託する機関（以下「運用受託者」という。）及び資産の管理を委託する機関（以下「資産管理受託者」という。）の選定及び評価等については、以下により行うものとする。

1 運用受託者の選定

運用受託者の選定に当たっては、以下の項目等について詳細なヒアリングを実施した上で、基本ポートフォリオに基づき、私学事業団全体における運用機関構成（マネージャー・ストラクチャー）等を総合的に勘案して決定するものとする。

- (1) 経営状況（資本金、財務内容、従業員数、顧客状況等）が安定していると認められること。
- (2) 運用哲学、運用手法、運用体制、法令遵守体制等の定性評価が良好であること。
- (3) 一定期間以上の運用実績（トラック・レコード）があること。

2 資産管理受託者の選定

資産管理受託者については、次の要件を満たす信託業務を行う銀行の中から選定するものとする。

- (1) 経営状況（資本金、財務内容、従業員数、顧客状況等）が安定していると認められること。
- (2) 資産管理体制（監査体制、資産管理システム、カストディ等）が適性であること。
- (3) 法令等の遵守体制が整備されていること。

3 運用受託者の評価

運用受託者に対する評価については、定量評価と定性評価を合わせて総合的に行うものとする。

(1) 定量評価

収益率は、原則として時間加重収益率によって算出するものとする。

定量評価は、各資産ごとにベンチマークに対する超過収益率等を比較することにより行うものとする。

(2) 定性評価

運用スタイルと投資行動の整合性、付加価値を生み出す能力、リスク管理体制、プレゼンテーション能力等に関する評価を行うものとする。

4 資産管理受託者の評価

資産管理受託者に対する評価については、経営状況、資産管理体制、法令等の遵守体制について、適時、総合的にその適性を判断するものとする。

5 委託金額の追加及び減額

委託金額の追加及び契約の解除を含めた減額は、Ⅲの3の評価により行うものとするが、次の場合には、運用受託者の評価の優劣にかかわらず、私学事業団の政策判断を優先して委託金額の追加及び減額を行うことができるものとする。

(1) 私学事業団の積立金等全体での資産配分割合が基本ポートフォリオから著しく乖離し、調整を行う場合

(2) 運用スタイルの分散等を考慮した調整を行う場合

なお、運用受託者が法令、契約書、別に定める運用ガイドライン（以下「ガイドライン」という。）等に違反したと認められる場合または運用上重大な問題が生じた場合等においては、運用受託者との契約の解除を含め委託金額の減額、ガイドラインの変更等について検討を行い、適時、対応するものとする。

Ⅳ 運用担当者の責務

積立金等の運用に当たっては、その資金が加入者の長期給付に充てるための貴重な財源であることに特に留意し、責任体制の明確化を図るとともに、積立金等の運用に関わる全ての者について、受託者責任（忠実義務及び善良なる管理者としての注意義務を遵守することを行う。）を徹底するものとする。

V 資産の管理及び運用に関する事項

1 資金運用の管理

積立金等の運用に当たり、各運用資産の配分について「年間資金収入支出予定」を策定することで、資金の収入及び支出の状況を管理するものとする。

2 政府保証債又は貸付金による運用

私学事業団は、日本私立学校振興・共済事業団の財務及び会計に関する省令 26 条に基づき、特別の法律により法人の発行する債券（ただし、資産の流動化に関する法律（平成十年法律第百五号）に規定する特定社債券を除く）で政府が保証するもの又は貸付金で運用するものとする。

3 自家運用

(1) 目的

自家運用は長期にわたり安定的に給付を行うため、インカム収入を確保することを目的とし、国内債券を中心に運用するものとする。

(2) 基本方針

私学事業団は、積立金等の安全かつ効率的な運用に資するため、次のとおり自家運用を行うものとする。

① 短期運用

短期運用は、年金給付支払等に係る原資の運用であり、安全性及び流動性、運用可能期間並びに短期金利の動向を勘案し、有利な運用に努めるものとする。

また、手元資金の残高は、必要最小限にとどめるものとする。

② 長期運用

長期運用は、国内債券を中心に発行体の信用力及び市場流動性を考慮しつつ、残存期間及び金利見通し等を勘案し、長期的に有利な運用に努めるものとする。

(3) 取引金融機関

自家運用する場合の取引金融機関の選定については、次に定める信用リスク等の要件を勘案して、別に定める基準及び方法により行うものとする。

① 自家運用を行うために必要な業務の認可等を受けていること。

② 資本金が100億円以上であること。ただし、持株会社の傘下にある金融機関の場合は、当該持株会社の資本金が100億円以上であること。（資本金が円貨以外の場合は、為替レートで円換算するものとする。）

③ 日本証券業協会の会員または特別会員であること。

④ スタンダード・アンド・プアーズ、ムーディーズ・インベスターズ・サービス、格付投資情報センター（R&I）、日本格付研究所（JCR）から取得しているいずれかの格付がBBB格以上であること。ただし、持株会社の傘下にある金融機関の場合は当該持株会社の格付がBBB格以上であること。

(4) 投資対象資産

自家運用において投資対象とする資産は、法令に定めるもののうち、次に掲げる資産（元本が本邦通貨で支払われるものに限る。）とし、保有に当たっては、その信用リスク等について少なくとも半期毎に確認を行うものとする。

- ① 預金（現先を含む。）
- ② 国債（現先を含む。）
- ③ 地方債
- ④ 国債標準物（ヘッジ目的の先物取引に限る。）
- ⑤ 特別の法律により法人の発行する債券
- ⑥ 特定社債券
- ⑦ 社債（新株予約権付社債を含む。）
- ⑧ 公社債型投資信託
- ⑨ 貸付信託受益証券
- ⑩ 円建外債
- ⑪ ユーロ円債
- ⑫ リバースデュアル債
- ⑬ 貸付け（福祉勘定、助成勘定）
- ⑭ 不動産

4 信託による委託運用

投資顧問会社との投資一任契約による特定金銭信託及び特定包括信託並びに信託業務を行う銀行の単独運用指定金銭信託及び単独運用指定包括信託による委託運用は、次に掲げるところにより行うものとする。

私学事業団は、運用受託者及び資産管理受託者に対し、本方針及びガイドラインに基づき資産の管理運用を行わせるものとする。

(1) 目的

信託による委託運用は、収益向上を目的とし、国内株式、外国株式、外国債券等で運用するものとする。各資産の委託運用においては、パッシブ運用とアクティブ運用を併用し、アクティブ運用に取り組むことにより超過収益の獲得を目指すものとする。

(2) 受託者責任

運用受託者及び資産管理受託者（以下「受託者」という。）は、私学事業団の資産の管理運用に当たって、専門家として慎重な注意をもって、専ら委託者たる私学事業団の利益に対してのみ忠実に最善の努力を果たす義務を負うものとするを契約書等に明記するものとする。

(3) 議決権の行使

株主議決権は、別に定める「株主議決権行使に関する実務ガイドライン」に基づき、企業が長期的に株主の利益を最大にするような企業経営を行うよう、行使するものとする。私学事業団は、受託者に対し株主議決権の行使状況の報告を求めるものとする。

(4) 運用上の遵守事項

運用受託者が提案し、私学事業団が合意した投資対象資産、運用手法、運用目標数値及びリスク管理指標等をガイドラインに規定して運用受託者に提示するものとする。その遵守状況を管理するとともに必要な指示を行うものとする。

(5) 資産管理上の留意点

資産管理受託者に対しては、以下の点を求めるものとする。

- ① 私学事業団からの受託資産は、他の信託財産として区分し、厳正に管理・保管すること。
- ② 有価証券の受渡し及び資金の決済に際しては、細心の注意を払うこと。
- ③ 再保管業務の委託に当たっては信用リスク、事務管理能力、コスト等に十分に留意すること。
- ④ 毎月末の資産状況に関する資料を提出すること。また、随時必要な資料を提出し説明を行うこと。
- ⑤ 法令、契約書等を遵守するとともに、その確保のための体制の整備を図ること。

(6) 運用状況の報告

運用状況については、四半期ごとに運用受託者から別に定める様式に従って資料を提出させ、定期的に運用結果の総括と運用方針についてヒアリングを行い、必要に応じて、運用に関する指示を行うものとする。

また、毎月ごとに運用受託者から別に定める様式に従って資料を提出させるとともに、必要に応じ随時、運用受託者に運用状況、投資行動等の説明を求めるものとする。

(7) その他の報告

受託者が法令、契約書、ガイドライン等に反する行為を行った場合には、速やかに私学事業団に報告させることとし、必要に応じて指示を行うものとする。

(8) 運用等コスト管理

私学事業団は、受託者に支払う手数料等の運用に関するコストについては、運用手法や管理手法に応じ、効率的かつ合理的な水準を実現するよう管理するものとする。

5 その他の運用

(1) 生命保険資産

生命保険資産の運用は、団体生存保険の保険料の払込みにより、一般勘定又は特別勘定で委託運用するものとする。特別勘定の委託運用については、信託による委託運用の例によるものとする。

なお、生命保険会社の選定に当たっては、別に定める取引金融機関の選定基準に基づき、財務内容、特別配当の状況等を勘案して決定するものとする。

(2) 有価証券信託

保有有価証券の再運用に当たっては、信託業務を営む銀行又は信託会社の中から、安全性の確保に留意しつつ、保有有価証券の貸付業務の実績ある者を選択するものとする。

Ⅵ その他必要な事項

1 基本方針の見直し

- (1) 私学事業団は、毎年少なくとも1回、本運用基本方針に再検討を加え、必要があると認めるときは、これを見直すものとする。
- (2) 私学事業団は、本運用基本方針、基本ポートフォリオ等、積立金等の運用に関する重要事項の策定及び改定等については、資産運用検討委員会の意見を聴き、助言を受けるものとする。資産運用検討委員会は、外部の学識経験者等で構成するものとし、その設置要綱については、別に定める。
- (3) 本基本方針を変更する場合には、私学事業団から受託者に対し、文書により示すものとする。
- (4) 本基本方針及びガイドライン等に関し、受託者として意見がある場合は、これを申し出ることができる。特にⅤ-4-(4)の運用上の遵守事項はあくまでも基本的な原則であり、これにより受託者の運用スタイル・手法が重大な制約を受ける場合には、個別に私学事業団と協議するものとする。

2 情報開示

私学事業団は、運用形態別及び資産区分別の評価額(原則として時価評価)、評価損益の状況並びに収益率の状況について、年1回公表しなければならない。

附 則

この基本方針は、平成25年4月1日から適用する。

(別表 1) 基本ポートフォリオの資産配分割合及び乖離幅

資産区分	短期資産	国内債券計		国内株式	外国債券	外国株式
		国内債券	貸付金等			
資産配分	5%	47%	18%	10%	10%	10%
		65%				
乖離幅	-	±9%		±3%	±3%	±3%

(別表 2) 各投資対象資産のベンチマーク

①国内債券

- ・Nomura-BPI/Ladder 10 年を 60%、Nomura-BPI/Ladder 20 年を 40%の複合ベンチマーク

②国内株式

- ・Russell/Nomura Total Market インデックス(配当込み)

③外国株式

- ・MSCI All Country World Index (除く日本、配当込み、円ベース)

④外国債券

- ・パークレイズ・キャピタル・グローバル総合インデックス(日本円除く、ヘッジなし、円ベース)

⑤短期資産

- ・有担保コール(翌日物)